宇部市森林整備計画書

計画期間

自　令和　７年４月　１日

至　令和１７年３月３１日

山口県宇部市

目次

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 …… 1
　1　森林整備の現状と課題 …… 1
　2　森林整備の基本方針 …… 1
　3　森林施業の合理化に関する基本方針 …… 3
Ⅱ 森林の整備に関する事項 …… 3
第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） …… 3
　1　樹種別の立木の標準伐期齢 …… 3
　2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法 …… 3
　3　その他必要な事項 …… 5
第２　造林に関する事項 …… 5
　1　人工造林に関する事項 …… 5
　2　天然更新に関する事項 …… 7
　3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 …… 8
　4　森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 …… 9
　5　その他必要な事項 …… 9
第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 …… 9
　1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 …… 9
　2　保育の種類別の標準的な方法 …… 10
　3　その他必要な事項 …… 10
第４　早生樹に関する事項 …… 10
第５　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 …… 11
　1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 …… 11
　2　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 …… 13
　3　その他必要な事項 …… 14
第６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 …… 14
　1　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 …… 14
　2　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 …… 14
　3　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 …… 14
　4　森林経営管理制度の活用に関する事項 …… 15
　5　その他必要な事項 …… 15
第７　森林施業の共同化の促進に関する事項 …… 15
　1　森林施業の共同化の促進に関する方針 …… 15
　2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 …… 15
　3　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 …… 15
　4　その他必要な事項 …… 15
第８　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 …… 15
　1　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 …… 15
　2　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 …… 16
　3　作業路網の整備に関する事項 …… 16
　4　その他必要な事項 …… 17

第９　その他必要な事項 ····· 17
　１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 ····· 17
　２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 ····· 17
　３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 ····· 18
Ⅲ　森林の保護に関する事項 ····· 19
第１　鳥獣害の防止に関する事項 ····· 19
　１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 ····· 19
　２　その他必要な事項 ····· 19
第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 ····· 19
　１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法 ····· 19
　２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。） ····· 20
　３　林野火災の予防の方法 ····· 20
　４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 ····· 20
　５　その他必要な事項 ····· 20
Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項 ····· 20
Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項 ····· 21
　１　森林経営計画の作成に関する事項 ····· 21
　２　生活環境の整備に関する事項 ····· 21
　３　森林整備を通じた地域振興に関する事項 ····· 21
　４　森林の総合利用の推進に関する事項 ····· 21
　５　住民参加による森林の整備に関する事項 ····· 22
　６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 ····· 22
　７　その他必要な事項 ····· 22

別表１　公益的機能別施業森林の区域 ····· 23
別表２　施業の方法別の公益的機能別施業森林の区域 ····· 29
別紙１　公益的機能別施業森林の区域 ·····
別紙２　施業の方法別の公益的機能別施業森林の区域 ·····

付属図面
　宇部市森林整備計画概要図（１／２５，０００） ····· 別添

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

本市は山口県の南西部に位置し、山林は中部から北部にかけて分布し、農地は北部、中部、南部の西及び東地域に及び、主に厚東川及び有帆川流域に水田を主体に分布している。また水面としては、厚東川、有帆川、真締川を中心に中小河川が各地に分布し、湖沼として代表されるものでは、北部に小野湖、南部に常盤湖が分布している。

本市の総面積は２８，６６５ha であり、森林面積は１４，７８４ha で総面積の５２％を占め、全てが民有林である。本市の森林は、霜降山を代表とする市民の憩いの場である自然公園的な森林や、荒滝山を代表とする本市の重要な水源かん養機能を備えた森林、これ以外の森林については林業生産活動が実施されるべき人工林帯、マツ枯れが進行し荒廃した天然性広葉樹の樹林帯などの林分構成となっている。

本市の森林面積１４，７８４ha のうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は３，０６８ha であるが、人工林率は２１．０％と県平均（４２％）を下まわる。さらに、そのうち保育･間伐等の森林整備が必要な３５年生以下の若い林分が２３３ha で人工林の７．６％を占めており、今後も適正な森林整備を実施していくことが必要である。

次に、今後の本市の森林整備については、林業振興のみならず、水土保全、環境保護等森林に求められている機能は多いことから、以下のような課題がある。

北部は、昔からスギ・ヒノキの造林が行われており、齢級構成も他の地区と比べて高く伐期を迎える林分も多数存することから、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から計画的な伐採を推進すること、又水源かん養及び山地災害防止等の水土保全の機能を高度に発揮させる必要性の観点から長伐期施業に向けた森林整備を図ることが必要である。

中・南部は、広葉樹が生育する樹林帯であるが、近年、本市の郊外住宅地及び、土砂採取地として土地の開発が進んでいるものの、市街地周辺における貴重な森林については、里山整備等による環境整備を進め、特に霜降山周辺は、市民の憩いの場としての機能が高いので、森林地域を保護しつつ広葉樹の植栽や遊歩道の管理等、林内の整備を行う必要がある。

２　森林整備の基本方針

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適切な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図るものとする。なお、各機能に対応した望ましい森林資源の姿は、次のとおりとする。

森林の機能	望ましい森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

（1）で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導するための森林整備と森林施業の推進方策に係る基本的な考え方は、次のとおりとする。

森林の機能	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
水源涵養機能	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。 また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	災害に強い市土を形成する観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林を生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

3　森林施業の合理化に関する基本方針

山口流域林業活性化協議会の基本方針のもと、県・市・森林所有者・森林組合等の間で相互連携を密にし、森林施業の共同化、林業後継者の育成、機械化の促進及び林産物の流通・加工体制の整備等の林業諸施策に総合的かつ計画的に取り組むものとする。

また、小規模零細な森林所有状況から森林施業の合理化が進まない現状を踏まえ、林業経営の規模拡大を図るため、不在村森林所有者を含む森林所有者から森林組合等への長期の施業等の委託を推進するとともに、路網整備関係者間の合意形成を進め、森林作業道の開設を推進するなど、施業集約化による森林施業の合理化に努めることとする。

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1　樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種の立木の標準伐期齢は、次のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるもので、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

地　域	樹　種						
	ス　ギ	ヒノキ	コウヨウザン	マ　ツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
内海沿岸	40 年	45 年	15 年	30 年	45 年	10 年	20 年

2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐、又は択伐によるものとする。

伐採後の適確な更新の確保に当たっては、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するとともに、稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。また、人工造林により行われる場合には、伐採後の地拵えや植栽等の支障とならないよう枝条類を整理する。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持並びに渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林

を問わず所要の保護樹帯を設置する。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

（1）主伐時における立木の伐採方法

主伐時における立木の伐採方法に当たっては、次の①～⑤に留意するものとする。

① 持続的な林業の確立に向けて、立木の買付けや伐採の作業受託の際に、森林所有者に対して、再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。

② 林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等については、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないよう、伐採の適否、択伐、分散伐採その他の伐採方法及び更新の方法を決定する。

③ 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。

④ 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所・樹木を森林所有者等と話し合い、必要に応じて渓流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に重要な空洞木の保残等を行う。なお、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。

⑤ 気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。

（2）主伐時における立木の集材方法

主伐時における立木の伐採方法に当たっては、次の①～⑥に留意し、現地に方法により行うものとする。

① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。

② 集材路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。

③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払う。

④ 伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。

⑤ 枝条等が雨水により渓流に流出することがないように対策を講じ、沢に近い場所への集積は避ける。

⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにすることを避ける。

区分	標準的な方法
皆伐	皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつ

	つ、適切な伐採区域の形状、伐採区域のモザイク的配置に配慮し、１箇所当たりの伐採面積は、おおむね 20ha 以下（ただし、伐採箇所の面積の限度が指定されている保安林等の制限林にあっては、その制限の範囲）とする。 　また、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。 　伐採の時期については標準伐期齢以上を目安とし、人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に応じて行うものとする。なお、高齢級の森林が増加すること等を踏まえ、公益的機能発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化、長期化を図る。 　また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な立木等の保残にも努める。
択伐	択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40%以下）とする。 　なお、択伐に当たっては、天然下種更新及び樹下植栽が確実な林分で行うこととし、伐採に当たっては森林の生産力及び公益的機能の維持増進が図られる林分構造に誘導することを目標に、一定の立木材積を維持する。

３　その他必要な事項

伐採時に発生する枝条等の林地残材は、森林バイオマス等としての利用の推進に努めるものとする。

なお、林地残材を搬出しない場合は、流木被害の一因とならないよう適切な処理を行うものとする。

伐採後の的確な更新を図るため、木材の搬出に当たっては、適切な搬出方法を選択し、土砂の崩壊又は流出の防止に努めるものとする。

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

なお、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、小花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

また、特に成長に優れ、造林の省力化・低コスト化及び収穫までの期間短縮が期待できる特定苗木や早生樹についても導入を促すとともに、花粉の少ない苗木の増加に努める。

（１）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件を把握した上で、適地適木を原則として、木材の利用状況等を勘案するとともに、郷土樹種や広葉樹も考慮して、次のとおりとする。

区分	樹種名
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、コウヨウザン、アカマツ、クロマツ、コウヤマキ、イヌマキ、モミ等の針葉樹及びクヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤブツバキ、クス

	ノキ、ヤマザクラ、センダン、ヤマグワ、モッコク、イヌエンジュ、サカキ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ、ヤマモモ、クリ、シイ類、カシ類等の広葉樹

注　上記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

（2）人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図るため、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

なお、伐採者と造林者が異なる場合は、伐採前から両者が連携して、人工造林の低コスト化に努めるものとする。

ア　人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ｈａ）	備考
スギ	中仕立て	2,500	
ヒノキ	中仕立て	2,500	
マツ類	中仕立て	4,000	
広葉樹	中仕立て	3,000	

注１　複層林施業における植栽にあっては、1ha 当たり 1,000 本以上を基礎として上層木の残存本数を考慮して定めるものとする。

注２　効率的な施業の観点から、技術的合理性に基づくものについては、現地の状況に応じ、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、１ha 当たり 1,000 本以上とする。

イ　その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	棚積み地拵えを基本とし、伐採木及び枝条等が植栽木の生育及び下刈作業に支障とならない方法で行うものとする。また、林地の保全及び林地の乾燥を避けるため、尾根筋や沢筋等では植栽木の成育に支障のない限り、造林地内に広葉樹類を残すものとする。
植付けの方法	１　裸苗 植穴は、直径 30cm 以上、深さ 30cm 以上とし、植穴の中に落ち葉やゴミなどを入れないように注意し、植付後は苗木の周りを十分に踏み固めるとともに、落葉類で被覆し、乾燥を防ぐものとする。 ２　コンテナ苗 植穴は、コンテナ苗専用の植栽器具等を使用して堀り、根鉢と土の間に隙間がないように植付する。植付後は苗木の周りを十分に踏み固めるとともに、落葉類で被覆し、乾燥を防ぐものとする。
植栽の時期	１　裸苗 苗木の生理的条件及び気象条件を考慮し、春植えでは２～４月、秋植えでは 10～11 月に行うものとする。 ２　コンテナ苗 通年を通して適切な時期に行うものとする。

（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成のため、人工造林を行うものにあっては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に更新するものとする。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新するものとする。

２　天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

（1）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、適地適木を原則として、自然条件、周辺環境等を勘案し、将来高木となりうる樹種を次表のとおり定める。

天然更新の対象樹種	針葉樹及びシイ・カシ類、ナラ類、ヤマザクラ、ヤブツバキ、ソヨゴ、シロダモ、エノキ、アカメガシワ、タブノキ、コシアブラ、リョウブ、エゴノキ、サカキ、ヒサカキ等の広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	シイ・カシ類、ナラ類、ヤマザクラ、ヤブツバキ、ソヨゴ、シロダモ、エノキ、アカメガシワ、タブノキ、コシアブラ、リョウブ、エゴノキ、サカキ、ヒサカキ等の広葉樹

（2）天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる機体成立本数を次のとおり定める。

樹種	期待成立本数
針葉樹及びシイ・カシ類、ナラ類、ヤマザクラ、ヤブツバキ、ソヨゴ、シロダモ、エノキ、アカメガシワ、タブノキ、コシアブラ、リョウブ、エゴノキ、サカキ、ヒサカキ等の広葉樹	１０，０００（本／ｈａ） （左記の樹種が混在して成立した状態の本数として定める）

イ　天然更新すべき立木の本数

天然更新を行う際には、天然更新の対象樹種のうち草本類の背丈を超えたものが期待成立本数に１０分の３を乗じた本数以上となるよう更新すべきものとする。

天然更新すべき立木の本数　＝　１０，０００（本／ｈａ）　×　３／１０
＝　３，０００（本／ｈａ）

ウ　天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	天然下種更新を行う場合は、保存すべき母樹の選定に当たり、林床の状況、母樹の配置状況等に配慮するものとし、ササや粗腐植の堆積等により天然稚樹の発生が阻害されている箇所では、かき起こし、枝

	条処理等を行う。
刈出し	ササ、シダ類などの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹やぼう芽の発生・生育状況等から十分な更新が確保できない箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行う場合は、目的樹種のぼう芽の状況や根株の配置等を考慮して、必要に応じて芽かき（ぼう芽整理）を行う。なお、ぼう芽の仕立て本数は１株当たり３本を標準とし、成長見込みのある伸びの良いものを残し他は切り除く。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新を行うものにあっては、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、必要に応じて天然更新補助作業を実施し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新するものとする。

（４）天然更新完了の確認方法

天然更新状況の確認は、当該伐採の後、一定期間を経過した時期（当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内）に行うこととし、天然更新すべき立木の本数（3,000（本／ha））以上の更新が確認されたことをもって更新完了とする。

なお、確認を行った結果、天然更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林の実施により、確実に更新を図る。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は以下のとおりとする。

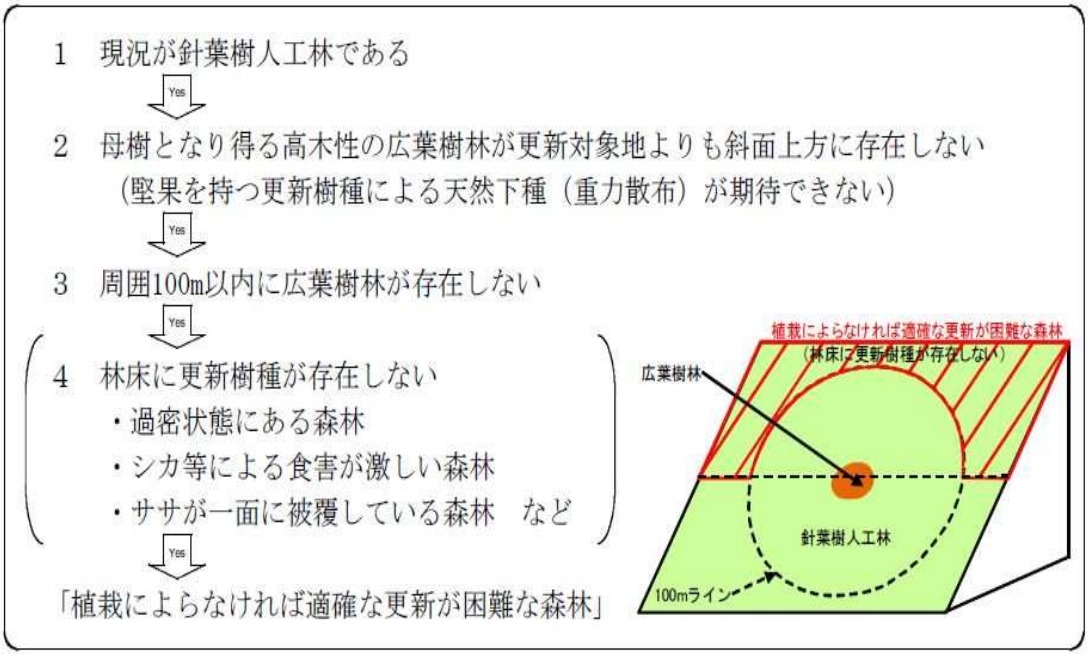

（２）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4　森林法第 10 条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の９第４項の伐採の中止又は命令の基準については、次のとおり定める。

（1）造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

１の（１）による。

イ　天然更新の場合

２の（１）による。

（2）生育し得る最大の立木の本数

伐採跡地（植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を除く）における植栽本数の基準として定める天然更新の対象樹種の立木が５年生の時点で生育し得ると想定される最大の立木の本数は、２の（２）のアに定める「天然更新の対象樹種の期待成立本数」に準じて、10,000（本／ha）とする。

なお、伐採跡地においては、草本類の背丈を越えたものが当該本数に１０分の３を乗じた本数（3,000 本／ha）以上となるよう更新すべきものとする。

5　その他必要な事項

該当なし

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数（本／ｈａ）	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）					標準的な方法	備考
			初回	２回目	３回目	４回目	５回目		
スギ	中仕立て（一般材）	2,500	13～16	17～21	22～30			**１間伐率**　現に樹冠疎密度が１０分の８以上の森林について、間伐を実施したとしても、おおむね５年後に樹冠疎密度が１０分の８以上に回復することが見込まれる森林において、間伐材積率３５％以内で行うこととする。 **２間伐木の選定**　林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこと。 **３間伐実施時期の間隔** 標準伐期齢未満　１５年 標準伐期齢以上　２５年 **４その他**　森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した伐採等効率的な施業の実施を図ること。	
	（大径材）	2,500	13～16	17～21	22～30	32～55	60～70		
ヒノキ	中仕立て（一般材）	2,500	19～24	22～32					
	（大径材）	2,500	19～24	22～32	25～48	40～65	58～80		

2　保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																		標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	20		
下刈り	スギ ヒノキ その他の造林樹種	1	1	1	1	1	1	1												**1対象林分**　周辺の雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分 **2実施時期**　6月～9月 **3回数**　通常年1回、雑草木の繁茂が著しい場合は年2回、全刈り又は筋刈り、坪刈りとする。 **4その他**　時期を逸した作業は、かえって寒風害等造林木に支障を及ぼす危険があるので留意すること。	
	ケヤキ	1	1	1	1		1		1												
つる切り	スギ ヒノキ その他の造林樹種								1	1		1			1					**1対象林分**　下刈り終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類が発生している林分 **2実施時期**　6月～9月 **3方法**　通常、除伐作業と平行して行うが、つる類の発生が著しい箇所においては必要の都度行うこと。	
	ケヤキ				1	1	1	1	1												
除伐	スギ ヒノキ その他の造林樹種										1				1					**1対象林分**　下刈り終了後、間伐を行うまでの間に、造林目的以外の樹種及び形質不良な目的樹種で、他の造林木の生育助長のため除去する林木の混在する林分 **2実施時期**　6月～9月 **3回数**　1～2回とし、急激な疎開は避けること。	
	ケヤキ										1	1	1	1	1	1					
枝打ち	スギ							①			1			1				1		**1対象林分**　節を少なく、また小さくして、無節材、小節材等の優良材生産を目的とする林分 **2実施時期**　10月～3月下旬（厳寒期を避ける） **3その他**　枝打ち開始時の枝下径、枝打ち後の枝下径、枝下高、枝打ち回数は個々の経営目標に沿ったものとする。 ①：初回枝打ち前において、幼齢木のすそ部の枝を除去する「ひも打ち」については、必要に応じ適宜実施する。	
	ヒノキ					①			1			1			1			1			
	ケヤキ											1	1	1							

3　その他必要な事項

該当なし

第4　早生樹に関する事項

再造林の確実な実施が求められる中、従来からの造林樹種に比べて特に成長に優れた早生樹については、再造林の省力化、低コスト化及び短伐期化が可能な樹種として、活用が期待されている。

このため、これまでの人工造林に関する指針に加え、代表的な樹種の施業モデルを示す。

なお、早生樹は、水分、養分、陽光等への要求度が高く、適地に植栽してはじめてそのポテンシャルを発揮することから、各樹種の特性に十分留意の上、植栽地を決定する。

1　早生樹の施業モデル

（1）コウヨウザン

土壌が深く、肥沃で湿潤な土地に植栽する。

また、風害に弱いとされることから、風衝地や風が集まる場所への植栽は避ける。

なお、シカやノウサギによる苗木への被害が見られることから、生息地での植栽時には対策が必要である。

ア 人工造林の標準的な方法

（ア）人工造林の植栽本数

植栽本数（本／ha）	1,500 本程度

イ　保育の標準的な方法

保育の種類	実施林齢														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	○	○	○	△	△										
除伐						○									

注　間伐は必要に応じて実施する。

（２）センダン

光要求度が高く、被陰下への植栽は成長の著しい低下を招くことから避けるものとし、谷

部や斜面下部、平地などの肥沃で湿潤、かつ排水が良好な土地に植栽する。

また、凍害に弱いことから、高標高地での植栽は避ける。

なお、苗木へのシカの食害が見られることから生息地での植栽時には対策が必要である。

ア 人工造林の標準的な方法

（ア）人工造林の植栽本数

植栽本数（本／ha）	400 本程度

注　低密度植栽は、補植や適切な保育管理を前提とする。

イ 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

施業体系	間伐時期（年）	
仕立本数　70 本／ha	初回	2 回目
	５～６	８～９

ウ 保育の標準的な方法

保育の種類	実施林齢														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	○	○	△												
芽かき	直材生産を目指す場合は、目標材長が確保できるまで芽かきを行う														

注　植栽後は、適宜つる切りを実施する。

第５　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

公益的機能別施業森林の区域については、次表の基準で設定することとし、別表１に定める。

区域名	設定基準
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）	下記いずれかに該当する森林において設定する。 1　水源かん養保安林、干害防備保安林 2　ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、遊水池、渓流等の周辺に存する森林 3　水源涵養機能の評価区分が高い森林
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）	下記いずれかに該当する森林において設定する。 1　土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林 2　砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林 3　山地災害防止機能の評価が高い森林
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）	下記いずれかに該当する森林において設定する。 1　飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、防火保安林 2　市民の日常生活に密接な関わりを持ち、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 3　生活環境保全機能の評価区分が高い森林
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健機能維持増進森林）	下記いずれかに該当する森林において設定する。 1　保健保安林、風致保安林 2　都市緑化法に規定する緑地保全区域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林及び原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に生物多様性機能の発揮が求められる森林 3　保健文化機能の評価区分が高い森林

（2）施業の方法

1（1）で区域の設定を行った公益的機能別施業森林における森林施業の方法については、次表のとおりとし、森林の区分については別表２に定める。

<table>
<tr><td>区域名</td><td>森林施業の方法</td></tr>
<tr><td>水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）</td><td>当該区域においては、伐期の間隔を拡大するとともに、皆伐によるものについては伐採面積の規模縮小を図る。
なお、当該区域内の森林おける伐期齢の下限を次のとおり定める。
森林の伐採齢の下限
<table><tr><td rowspan="2">地域</td><td colspan="7">樹種</td></tr><tr><td>スギ</td><td>ヒノキ</td><td>コウヨウザン</td><td>マツ類</td><td>その他針葉樹</td><td>クヌギ</td><td>その他広葉樹</td></tr><tr><td>内海沿岸</td><td>50 年</td><td>55 年</td><td>25 年</td><td>40 年</td><td>55 年</td><td>20 年</td><td>30 年</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）</td><td rowspan="3">これらの区域においては、複層林施業を行う。
なお、特にこれらの公益的機能の発揮を図るべき森林については択伐による複層林施業を行う。
ただし、適切な伐区の形状、配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保が可能と見込まれるものにあっては、長伐期施業（標準伐期齢の概ね２倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）により皆伐を行うことも可能とする。
この場合、長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。
また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合には、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限
<table><tr><td rowspan="2">地域</td><td colspan="7">樹種</td></tr><tr><td>スギ</td><td>ヒノキ</td><td>コウヨウザン</td><td>マツ類</td><td>その他針葉樹</td><td>クヌギ</td><td>その他広葉樹</td></tr><tr><td>内海沿岸</td><td>64 年</td><td>72 年</td><td>24 年</td><td>48 年</td><td>72 年</td><td>16 年</td><td>32 年</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）</td></tr>
<tr><td>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健機能維持増進森林）</td></tr>
</table>

2　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（1）区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、次表の基準で設定することとし、別表１に定める。

区域名	対象森林
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推	下記いずれかに該当する森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について設定

進すべき森林（木材生産機能維持増進森林）		する。 ① 木材生産に適した森林、林道等開設状況等から効率的な施業が可能な森林 ② 木材生産機能の評価区分が高い森林 ③ 経営管理実施権の設定が見込まれる森林
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	以下の森林を参考とし、区域を設定する。 なお、災害が発生する恐れのある森林は、対象外とする。 ① 人工林を中心とした林分構成 ② 林地生産力が高い森林 ③ 傾斜が比較的緩やかな森林 ④ 林道等や集落からの距離が近い森林

（2）施業の方法

2（1）で区域の設定を行った木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における森林施業の方法については、次表のとおりとする。

区域名		森林施業の方法
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材生産機能維持増進森林）		生産目標の径級に達した時点以降で主伐を行うこととし、皆伐を基本とする。 また、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3　その他必要な事項

該当なし

第6　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有状況が小規模零細な中、長期的視点に立った適正かつ効率的な森林施業等の実施により、健全な森林資源の維持増進を図るため、森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を推進する。

2　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するに当たっては、不在村森林所有者を含めた森林所有者等への働きかけを行うとともに、長期の施業の受委託などにより施業集約化に取り組む森林組合等に対する情報提供、助言・あっせん等を行う。

3　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営の受委託契約の締結に当たっては、立木の育成権の委任の程度等について委託者と受託者が十分に協議し、齟齬が生じることのないよう留意すること。

4　森林経営管理制度の活用に関する事項

地籍調査が実施済みの地区において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については山口県が公表する意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適していない森林については市町村自らが経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を検討し、適切な森林の経営管理を促進する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

5　その他必要な事項

該当なし

第７　森林施業の共同化の促進に関する事項

1　森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林は小規模分散型の所有形態からなり、木材価格の低迷や森林所有者の高齢化等により、森林施業実施に対する意欲が減退している現状にある。

このような中、計画的・効率的な森林施業の実施により適切な森林整備を推進するため、森林施業の共同化を促進する。

2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林組合との連携による普及啓発活動等を通じて、不在村森林所有者を含めた森林所有者等の合意経営を図り、間伐をはじめとする森林施業、森林作業道の維持運営、境界の管理等の共同化を促進する。

3　共同化して森林施業を実施する上で留意すべき事項

（１）　森林経営計画を共同で作成するもの（以下「共同作成者」という。）全員により各年度当初等に年次別に詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で、又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することを旨とすること。

（２）　作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者の共同により実施すること。

（３）　共同作成者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の作成者が果たすべき責務を等を明らかにすること。

（４）　共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4　その他必要な事項

該当なし

第８　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分及び搬出方法に応じた路網密度の水準の目安を次表のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用されるものであって、尾根、渓

流、天然林等の除地には適用しない。

区分	作業システム	路網密度（m／ha）		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地（0～15°）	車両系作業システム	35 以上	75 以上	110 以上
中傾斜地（15～30°）	車両系作業システム	25 以上	60 以上	85 以上
	架線系作業システム	25 以上	－	25 以上
急傾斜地（30～35°）	車両系作業システム	16 以上	44〈34〉以上	60〈50〉以上
	架線系作業システム	16 以上	4 以上	20〈15〉以上
急峻地（35°～　）	架線系作業システム	5 以上	－	5 以上

注１　「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム

注２　「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム

注３　「急傾斜地」の〈　〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林への誘導する森林における路網密度

また、地形傾斜に応じた搬出方法及び路網と高性能林業機械を組み合わせて効率的な作業システムについては次表のとおりとする。

区分	作業システム	最大到達距離（m）		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ集材	枝払い玉切り	運搬
緩傾斜地（0～15°）	車両系	150～200	30～75	ﾊｰﾍﾞｽﾀ	ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞ ﾄﾗｯｸ
中傾斜地（15～30°）	車両系	200～300	40～100	ﾊｰﾍﾞｽﾀ ﾁｪｰﾝｿｰ	ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ ｳｲﾝﾁ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞ ﾄﾗｯｸ
	架線系		100～300	ﾁｪｰﾝｿｰ	ｽｲﾝｸﾞﾔｰﾀﾞ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞ ﾄﾗｯｸ
急傾斜地（30～35°）	車両系	300～500	50～125	ﾁｪｰﾝｿｰ	ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ ｳｲﾝﾁ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞ ﾄﾗｯｸ
	架線系		150～500	ﾁｪｰﾝｿｰ	ｽｲﾝｸﾞﾔｰﾀﾞ ﾀﾜｰﾔｰﾀﾞ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞ ﾄﾗｯｸ
急峻地（35°～　）	架線系	500～1500	500～1500	ﾁｪｰﾝｿｰ	ﾀﾜｰﾔｰﾀﾞ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾄﾗｯｸ

２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

３　作業路網の整備に関する事項

（１）基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な企画・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備に当たっては、林道規程（昭和 48 年４月１日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）及び林業専用道作設指針（平成 22 年９月４日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、山口県林業専用道作設指針（平成 23 年４月８日制定）に則り開設す

る。

イ　基幹路網の整備計画

該当なし

ウ　基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理に当たっては、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年３月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成８年５月 16 日付け８林野基第 158 号林野庁長官通知）に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

（２）細部路網に関する事項

ア　細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設に当たっては、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、山口県森林作業道作設指針（平成 23 年３月 31 日制定）に則り開設する。

イ　細部路網の維持管理に関する事項

細部路網の維持管理に当たっては、山口県森林作業道作設指針（平成 23 年３月 31 日制定）等に基づき適切に管理する。

４　その他必要な事項

該当なし

第９　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

（１）林業に従事する者の養成

ア　林業就業者の養成

森林組合の就労条件の改善や林業従事者の技術向上のため、研修等への参加を呼びかける。

また、新規就業者のうち一定の要件を満たす者に対して、林業機械の運転等に必要な資格取得のための援助等を行う。

イ　林業後継者等の養成

未来の後継者である児童等を対象とした森林体験学習等の実施により、将来における地域の森林・林業の担い手育成や森林の持つ役割、林業の重要性などの理解促進を図ることとする。

（２）林業に従事する者の確保

移住就業希望者を対象に、林業への就業に向けた説明や相談を行う就業説明会や現場体験会の開催等の情報提供に努めるものとする。

（３）林業事業体の経営体質強化方策

森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成を図るものとする。

2　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

（1）林業機械の導入に関する方針

長期にわたる木材価格の低迷等に加え、高齢化により、林業従事者の減少が続く中、林業機械を導入し、生産性の向上、労働の軽減及び生産コストを低減させることが必要となる。このため、森林組合等が高性能林業機械等を活用する際の支援やオペレーターの養成に努めるものとする。

（2）高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒		チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ
造材		チェーンソー	チェーンソー、プロセッサ、ハーベスタ
集材		グラップル、フォワーダ、林内作業車、集材機	グラップル、タワーヤーダ、スイングヤーダ、集材機
造林・保育等	地拵え	刈払機、チェーンソー	刈払機、チェーンソー
	下刈	人力・刈払機	刈払機

3　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における素材の生産・流通・加工については森林資源の成熟度が低いことから、いずれも小規模・分散的であるため、これらのコスト低減が重要な課題である。

このため、間伐を中心に伐採の計画的実行により、安定した供給の確保を図るとともに間伐材の利用に努めることとする。

特用林産物のシイタケについては、北部において生産が行われているが、小規模な個人経営であり生産量は減少傾向にあるため、JA と連携して販路の拡大に努めることとする。

また、特用林産物のタケノコについては、本市が北部地域で採れるタケノコのブランド化に取組んでおり、今後、課題である生産量の増加を図るため、竹林整備の推進、新たな担い手の確保・育成や生産者・林業関係者・加工流通関係者での連携ネットワークづくりなどに努めることとする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材加工施設	藤　曲	14,000 ㎡	①△	該当なし			
〃	川　上	6,750 ㎡	②△				
〃	東岐波	4,000 ㎡	③△				
〃	妻崎開作	6,000 ㎡	④△				

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、野生鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等については、鳥獣害防止森林区域として次のとおり設定する。

（１）区域の設定

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
ニホンジカ	1011～1169、2001～2119 【参考】林班数：278	12,920.91

（２）鳥獣害の防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独で又は組み合わせて推進する。

アに掲げる防護柵については、改良等を行いながら、被害防止効果の発揮を図るよう努める。また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施設や農業被害対策等と連携する。なお、被害対策は、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

ア　植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施、森林の巡視等

イ　捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

２　その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて、植栽木の保護措置の実施箇所への調査･巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

（１）森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等の駆除及び予防に当たっては、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

本市の松くい虫被害については、被害実態の的確な把握とともに、被害状況に応じた適切な措置を講ずることとし、守るべきエリアを限定して樹幹注入を集中的かつ効果的に実施す

る。

なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、森林所有者等に対して伐採の促進に関する指導等を行う。

松林区分毎の面積等

区分		松林区分	面積	防除方法
対策対象松林	保全すべき松林	高度公益機能森林	4.39 ha	樹幹注入
		地区保全森林	3.66 ha	樹幹注入
	周辺松林	被害拡大防止森林	－	
		地区被害防止森林	－	
	計		8.05 ha	

（2）その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に向け、森林所有者等に対して森林病害虫に関する情報提供を行うとともに、県、森林組合等と連携のもと、的確な被害状況の把握に努める。

また、市、森林組合を中心として、森林病害虫防除の円滑な実行を確保する。

2　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、広域的な防除措置を総合的かつ効果的に推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

3　林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、森林の巡視、森林利用者の防火意識の向上に努める。また、防火線、防火樹帯等の整備を推進するとともに防火施設として林道等の活用を図る。

4　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合は、「宇部市火入れに関する条例」を遵守し実施する。

5　その他必要な事項

（1） 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

（2）その他

森林所有者等は、巡視等により森林災害の早期発見に努め、適宜必要な応急措置（通報等）を講ずるものとする。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

1　森林経営計画の作成に関する事項

（1）森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林等の施業方法整備に関する事項

ウ　Ⅱの第５の３の森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ　Ⅲの森林病害虫の駆除又は及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

（2）森林法施行規則第 33 条第１号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を次のとおり定める。

区域名	林班	区域面積（ha）
吉見	1011～1036　【参考】林班数：26	1,329.10
小野西	1037～1061　【参考】林班数：25	1,119.31
小野東	1062～1075、1091～1095、1111～1115、 1120～1122　【参考】林班数：27	1,143.18
小野南	1076～1090、1096～1110、1116、1117 【参考】林班数：32	1,396.10
瓜生野	1118、1119、1123～1149　【参考】林班数：29	1,442.51
霜降山	1152～1173、1180～1186　【参考】林班数：29	1,569.88
船木	2001～2009、2011～2013、2016～2021、 2110～2119　【参考】林班数：28	1,113.50
東吉部	2069～2091　【参考】林班数：23	1,098.95
西吉部	2049～2068　【参考】林班数：20	974.13
芦河内	2092～2109　【参考】林班数：18	916.66
奥万倉	2010、2014、2015、2022～2048 【参考】林班数：30	1,314.28

2　生活環境の整備に関する事項

該当なし

3　森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域の森林・林業の活性化を図るため、地域材や地域の特用林産物の利活用を推進するものとする。

4　森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5　住民参加による森林の整備に関する事項

（1）地域住民参加による取組に関する事項

該当なし

（2）上下流連携による取組に関する事項

該当なし

（3）その他

該当なし

6　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者から経営管理権を取得し、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者が経営管理実施権を設定する。

経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施する。

区域名	作業種	面積（ha）	備考
如意寺	保育間伐	0.5	令和７年度事業実施予定

7　その他必要な事項

保安林、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施することとする。

別表１

区分		森林の区域	面積（ha）
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		変更なし	
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

別表２

区分	森林の区域	面積（ha）
変更なし		

【別表1】公益的機能別施業森林の区域

区分	森林の区域		面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1017A6-2	1125E83-0～1125F90-0	9,495.43
	1017C22-0	1125F93-2	
	1019D45-1	1125G101-1～1125G101-3	
	1020C33-1	1125G107-1～1125H108-1	
	1020C33-3	1125H110-0	
	1020E40-1～1020E40-3	1125H112-2	
	1020E40-5～1020E40-6	1126A2-2	
	1021C20-0	1126A4-0～1126A6-0	
	1022A5-0	1126A14-1～1126B15-2	
	1022B8-1～1022B8-3	1127B15-0	
	1022B9-1～1022B9-3	1127C21-1～1127C21-2	
	1022B10-1～1022B10-2	1127C25-0～1127D26-0	
	1023A4-0	1127D27-2	
	1023A6-0～1023B9-3	1127D27-4～1127D28-2	
	1023B11-1～1023C13-1	1127D28-4	
	1024A3-0～1024A4-2	1127D31-2	
	1024B6-1	1127D33-0～1127E41-2	
	1025A1-1～1025A2-1	1128C16-0～1128C17-0	
	1025A5-0～1025A7-0	1128C19-0～1128C20-0	
	1025A9-1～1025A9-3	1128C22-0	
	1026A3-1	1128C24-1～1128C27-0	
	1026A6-0～1026A7-1	1128D31-0～1128D36-1	
	1027A1-2	1128E46-5～1128F48-0	
	1027A2-0	1128F54-0～1128F55-0	
	1027A5-1～1027B7-1	1128F60-4	
	1027B8-1～1027B8-3	1128F61-2～1128F61-3	
	1027B11-1～1027B11-6	1129B20-0	
	1027C14-1～1027C14-3	1129B28-2	
	1027C14-8～1027C14-12	1129C37-0	
	1027D16-1～1027D18-0	1129D50-1	
	1028A2-1～1028A2-2	1129D51-1～1129D52-4	
	1028A2-4～1028A4-1	1129E59-0	
	1028A4-3～1028A5-1	1129E61-1～1129F63-0	
	1028B8-1～1028B8-2	1129G65-1～1129G68-0	
	1028C10-0	1129H73-1～1129H74-0	
	1028C12-0	1129H76-0	
	1028D16-1～1028D16-2	1130A1-0～1130B7-1	
	1028E19-0	1130F50-0～1130G55-2	
	1033A1-1	1130G56-1～1130G57-1	
	1033B3-0～1033B4-1	1131A1-0～1131A2-1	
	1036B10-0	1131A3-0	
	1036D33-1～1036D33-2	1131A5-1～1131A5-3	
	1044D53-1～1044D53-2	1131D22-1	
	1050B12-0～1050B14-8	1131D22-3～1131D24-2	
	1050B17-0	1131E29-2～1131E31-1	
	1050B19-3	2009C42-2～2009C43-1	
	1050B20-2	2014A9-1	
	1050B21-0～1050B23-0	2014A10-1	
	1050B24-2	2014A11-1	
	1051A3-1	2014B12-1～2014B12-2	
	1051A4-1～1051A4-3	2014B13-0	
	1051A6-0～1051A7-0	2014B16-0～2014C28-1	
	1051A12-0～1051A15-0	2014C28-3～2014C28-5	
	1051B18-0	2016A1-1	
	1051B22-0～1051B25-0	2016A2-1	
	1051C49-0～1051C51-0	2016A3-0～2016A7-0	
	1051C55-0～1051C56-0	2016A10-0～2016B13-1	
	1051F109-0	2034B51-1～2034E86-1	
	1051F112-1～1051F113-0	2034E86-3	
	1052A1-2	2037C42-0～2037C43-1	

区分	森林の区域		面積(ha)
	1052A12-0	2037C45-0～2037C46-1	
	1052A15-2～1052B17-1	2037C48-1～2037C50-1	
	1052B17-3～1052B17-4	2037C51-0	
	1052B17-7～1052B17-8	2037D69-1	
	1053B9-2～1053B10-5	2037D71-3	
	1055B10-0～1055B11-0	2038A2-1～2038A2-2	
	1059B15-0～1059B16-1	2038B14-4	
	1059B16-3～1059B19-0	2038B16-2～2038B16-3	
	1059B21-0～1059B24-0	2038B21-2	
	1059B28-0～1059B30-2	2038C42-1	
	1059B31-1～1059B31-2	2073C47-0～2073C48-1	
	1059B34-0	2073C50-2	
	1066A3-0	2073C51-1～2073C52-4	
	1066A6-0	2073D59-0～2073D61-0	
	1066A9-0～1066A10-0	2073E76-0～2073E77-2	
	1066A14-0～1066A16-0	2073F96-0	
	1066A18-0	2076B40-1	
	1066A21-0	2076B40-3～2076B41-2	
	1066A24-0～1066A25-2	2076C46-2	
	1066B30-0	2076C48-0	
	1066B44-1～1066B45-0	2083A6-0～2083A9-0	
	1066E89-0	2083E44-4	
	1066E92-0	2083E48-1～2083E54-4	
	1067B21-0	2084B34-2～2084B34-4	
	1067C54-1～1067C55-0	2085B24-2～2085B24-3	
	1067C58-1～1067C58-2	2086B56-1～2086B56-2	
	1067D66-0	2087B57-2～2087B57-4	
	1067D68-1	2087D112-1～2087D112-2	
	1068A2-0～1068A3-0	2088A9-1～2088A9-3	
	1068B57-0	2088B87-3	
	1068B60-0	2088B87-5～2088B87-8	
	1077A16-3～1077A16-6	2088C133-2～2088C133-3	
	1077A17-2～1077A17-3	2088C134-2～2088C134-3	
	1077A21-1～1077A22-2	2088C137-2	
	1077A24-0～1077A25-2	2089A12-3	
	1078E55-2～1078E62-1	2089C31-1～2089C35-0	
	1079C39-0	2089C36-2	
	1079C40-2	2089C36-4	
	1080A1-1～1080A3-0	2089C36-7	
	1080A13-1～1080A13-2	2089D37-1～2089D38-0	
	1080B30-2	2092C87-2	
	1084A4-0	2092C90-0～2092C96-2	
	1084C16-1～1084C16-2	2092C98-0～2092C103-1	
	1085B35-0～1085B40-3	2092D115-1～2092D130-3	
	1086B39-1	2094E101-0～2094E103-0	
	1086B40-0～1086B42-0	2097C56-1	
	1086B55-0～1086B58-0	2097C58-1	
	1087A33-0～1087A34-0	2097C58-4～2097C58-5	
	1088A4-0	2102E85-1	
	1088A6-1	2102E100-0	
	1088A7-1	2102E102-3～2102E106-1	
	1088A16-1～1088A17-2	2103A1-0	
	1088A19-0	2104B34-3	
	1088A21-1～1088A21-2	2104E143-1～2104E143-2	
	1088B36-1～1088B36-4	2104F148-0～2104F149-0	
	1088B39-1	2108A1-0～2108B9-1	
	1088B39-3	2108B11-2	
	1088B50-1	2109B17-3	
	1088B51-1～1088B51-3	2110C26-2～2110C38-2	
	1088E104-0	2111A8-1	
	1089A13-0～1089A14-2	2111A9-0～2111A10-1	

区分	森林の区域		面積(ha)
	1089A16-2	2111A27-2～2111A28-0	
	1089A21-0～1089A24-0	2111A29-2～2111B31-2	
	1091B27-0～1091B28-2	2111B32-2～2111B34-0	
	1091C32-0	2111B35-2	
	1091D50-2～1091D51-1	2111B43-0～2111C50-0	
	1092D30-0～1092D31-1	2112C54-2	
	1092D32-0～1092D33-0	2112D56-0～2112D59-0	
	1093A2-1	2112D64-0	
	1093A3-1	2097C56-2	
	1093A4-1	2097C58-2～2097C58-3	
	1093C36-0	2097C59-1～2102E84-2	
	1094A7-0～1094B8-0	2102E88-0～2102E99-0	
	1094B13-0～1094B14-0	2102E101-2～2102E102-2	
	1094B18-0	2102E106-2	
	1094B20-0	2103A3-0～2104B34-2	
	1100A22-2	2104B35-0～2104E142-0	
	1100A28-0～1100A32-0	2104F146-0～2104F147-0	
	1100D96-0～1100D97-0	2104F152-2～2107D90-3	
	1102B28-1	2108B9-2～2108B11-1	
	1102D55-0～1102D56-0	2108B11-3～2109B17-2	
	1102D65-0	2109B17-4～2110C26-1	
	1102D67-0	2110C39-2～2111A7-0	
	1102D68-3	2111A8-2	
	1103A2-1	2111A10-2～2111A27-1	
	1103A3-1～1103A6-0	2111A29-1	
	1103A8-0～1103A11-0	2111B32-1	
	1117B29-1～1117B29-2	2111B35-1	
	1118A2-2	2111B36-1～2111B42-2	
	1118A5-3～1118A5-4	2111C51-1～2112C54-1	
	1119A1-1	2112C54-3～2112C55-0	
	1120F131-1～1120F131-2	2112D60-0～2112D62-2	
	1122B33-0	2112D71-0～2114D137-0	
	1125D76-0～1125E80-0	2117D40-1～2117D55-3	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1017A6-2	1102D67-0	859.83
	1017C22-0	1102D68-3	
	1019D45-1	1103A2-1	
	1020C33-1	1103A3-1～1103A6-0	
	1020C33-3	1103A8-0～1103A11-0	
	1020E40-1～1020E40-3	1117B29-1～1117B29-2	
	1020E40-5～1020E40-6	1118A2-2	
	1021C20-0	1118A5-3～1118A5-4	
	1022A5-0	1119A1-1	
	1022B8-1～1022B8-3	1120F131-1～1120F131-2	
	1022B9-1～1022B9-3	1122B33-0	
	1022B10-1～1022B10-2	1125D76-0～1125E80-0	
	1023A4-0	1125E83-0～1125F90-0	
	1023A6-0～1023B9-3	1125F93-2	
	1023B11-1～1023C13-1	1125G101-1～1125G101-3	
	1024A3-0～1024A4-2	1125G107-1～1125H108-1	
	1024B6-1	1125H110-0	
	1025A1-1～1025A2-1	1125H112-2	
	1025A5-0～1025A7-0	1126A2-2	
	1025A9-1～1025A9-3	1126A4-0～1126A6-0	
	1026A3-1	1126A14-1～1126B15-2	
	1026A6-0～1026A7-1	1127B15-0	
	1027A1-2	1127C21-1～1127C21-2	
	1027A2-0	1127C25-0～1127D26-0	
	1027A5-1～1027B7-1	1127D27-2	
	1027B8-1～1027B8-3	1127D27-4～1127D28-2	
	1027B11-1～1027B11-6	1127D28-4	
	1027C14-1～1027C14-3	1127D31-2	

区分	森林の区域		面積(ha)
	1027C14-8～1027C14-12	1127D33-0～1127E41-2	
	1027D16-1～1027D18-0	1128C16-0～1128C17-0	
	1028A2-1～1028A2-2	1128C19-0～1128C20-0	
	1028A2-4～1028A4-1	1128C22-0	
	1028A4-3～1028A5-1	1128C24-1～1128C27-0	
	1028B8-1～1028B8-2	1128D31-0～1128D36-1	
	1028C10-0	1128E46-5～1128F48-0	
	1028C12-0	1128F54-0～1128F55-0	
	1028D16-1～1028D16-2	1128F60-4	
	1028E19-0	1128F61-2～1128F61-3	
	1033A1-1	1129B20-0	
	1033B3-0～1033B4-1	1129B28-2	
	1036B10-0	1129C37-0	
	1036D33-1～1036D33-2	1129D50-1	
	1044D53-1～1044D53-2	1129D51-1～1129D52-4	
	1050B12-0～1050B14-8	1129E59-0	
	1050B17-0	1129E61-1～1129F63-0	
	1050B19-3	1129G65-1～1129G68-0	
	1050B20-2	1129H73-1～1129H74-0	
	1050B21-0～1050B23-0	1129H76-0	
	1050B24-2	1130A1-0～1130B7-1	
	1051A3-1	1130F50-0～1130G55-2	
	1051A4-1～1051A4-3	1130G56-1～1130G57-1	
	1051A6-0～1051A7-0	1131A1-0～1131A2-1	
	1051A12-0～1051A15-0	1131A3-0	
	1051B18-0	1131A5-1～1131A5-3	
	1051B22-0～1051B25-0	1131D22-1	
	1051C49-0～1051C51-0	1131D22-3～1131D24-2	
	1051C55-0～1051C56-0	1131E29-2～1131E31-1	
	1051F109-0	2009C42-2～2009C43-1	
	1051F112-1～1051F113-0	2014A9-1	
	1052A1-2	2014A10-1	
	1052A12-0	2014A11-1	
	1052A15-2～1052B17-1	2014B12-1～2014B12-2	
	1052B17-3～1052B17-4	2014B13-0	
	1052B17-7～1052B17-8	2014B16-0～2014C28-1	
	1053B9-2～1053B10-5	2014C28-3～2014C28-5	
	1055B10-0～1055B11-0	2016A1-1	
	1059B15-0～1059B16-1	2016A2-1	
	1059B16-3～1059B19-0	2016A3-0～2016A7-0	
	1059B21-0～1059B24-0	2016A10-0～2016B13-1	
	1059B28-0～1059B30-2	2034B51-1～2034E86-1	
	1059B31-1～1059B31-2	2034E86-3	
	1059B34-0	2037C42-0～2037C43-1	
	1066A3-0	2037C45-0～2037C46-1	
	1066A6-0	2037C48-1～2037C50-1	
	1066A9-0～1066A10-0	2037C51-0	
	1066A14-0～1066A16-0	2037D69-1	
	1066A18-0	2037D71-3	
	1066A21-0	2038A2-1～2038A2-2	
	1066A24-0～1066A25-2	2038B14-4	
	1066B30-0	2038B16-2～2038B16-3	
	1066B44-1～1066B45-0	2038B21-2	
	1066E89-0	2038C42-1	
	1066E92-0	2073C47-0～2073C48-1	
	1067B21-0	2073C50-2	
	1067C54-1～1067C55-0	2073C51-1～2073C52-4	
	1067C58-1～1067C58-2	2073D59-0～2073D61-0	
	1067D66-0	2073E76-0～2073E77-2	
	1067D68-1	2073F96-0	
	1068A2-0～1068A3-0	2076B40-1	

区分	森林の区域		面積(ha)
	1068B57-0	2076B40-3～2076B41-2	
	1068B60-0	2076C46-2	
	1077A16-3～1077A16-6	2076C48-0	
	1077A17-2～1077A17-3	2083A6-0～2083A9-0	
	1077A21-1～1077A22-2	2083E44-4	
	1077A24-0～1077A25-2	2083E48-1～2083E54-4	
	1078E55-2～1078E62-1	2084B34-2～2084B34-4	
	1079C39-0	2085B24-2～2085B24-3	
	1079C40-2	2086B56-1～2086B56-2	
	1080A1-1～1080A3-0	2087B57-2～2087B57-4	
	1080A13-1～1080A13-2	2087D112-1～2087D112-2	
	1080B30-2	2088A9-1～2088A9-3	
	1084A4-0	2088B87-3	
	1084C16-1～1084C16-2	2088B87-5～2088B87-8	
	1085B35-0～1085B40-3	2088C133-2～2088C133-3	
	1086B39-1	2088C134-2～2088C134-3	
	1086B40-0～1086B42-0	2088C137-2	
	1086B55-0～1086B58-0	2089A12-3	
	1087A33-0～1087A34-0	2089C31-1～2089C35-0	
	1088A4-0	2089C36-2	
	1088A6-1	2089C36-4	
	1088A7-1	2089C36-7	
	1088A16-1～1088A17-2	2089D37-1～2089D38-0	
	1088A19-0	2092C87-2	
	1088A21-1～1088A21-2	2092C90-0～2092C96-2	
	1088B36-1～1088B36-4	2092C98-0～2092C103-1	
	1088B39-1	2092D115-1～2092D130-3	
	1088B39-3	2094E101-0～2094E103-0	
	1088B50-1	2097C56-1	
	1088B51-1～1088B51-3	2097C58-1	
	1088E104-0	2097C58-4～2097C58-5	
	1089A13-0～1089A14-2	2102E85-1	
	1089A16-2	2102E100-0	
	1089A21-0～1089A24-0	2102E102-3～2102E106-1	
	1091B27-0～1091B28-2	2103A1-0	
	1091C32-0	2104B34-3	
	1091D50-2～1091D51-1	2104E143-1～2104E143-2	
	1092D30-0～1092D31-1	2104F148-0～2104F149-0	
	1092D32-0～1092D33-0	2108A1-0～2108B9-1	
	1093A2-1	2108B11-2	
	1093A3-1	2109B17-3	
	1093A4-1	2110C26-2～2110C38-2	
	1093C36-0	2111A8-1	
	1094A7-0～1094B8-0	2111A9-0～2111A10-1	
	1094B13-0～1094B14-0	2111A27-2～2111A28-0	
	1094B18-0	2111A29-2～2111B31-2	
	1094B20-0	2111B32-2～2111B34-0	
	1100A22-2	2111B35-2	
	1100A28-0～1100A32-0	2111B43-0～2111C50-0	
	1100D96-0～1100D97-0	2112C54-2	
	1102B28-1	2112D56-0～2112D59-0	
	1102D55-0～1102D56-0	2112D64-0	
	1102D65-0		
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1001A1-0～1001A79-0	1193B92-1～1193B103-3	2,538.19
	1001A82-2～1007B115-0	1193D127-0～1193E165-1	
	1009A22-0～1009A39-17	1195A1-1～1200D65-0	
	1010A1-0～1010A90-0	1201A1-1～1215C203-0	
	1148A3-0～1163A8-2	1215C217-3～1217A47-1	
	1165A1-1～1165A15-0	1217B82-0～1219A9-5	
	1166A3-0～1166C60-0	1219A77-0～2001D126-1	
	1167A1-0～1167C70-0	2006A2-0～2006C116-0	

区分	森林の区域		面積(ha)
	1168B21-0～1180D35-1	2013B21-0～2013B53-2	
	1185A1-1～1191B164-0	2118A1-0～2119D97-0	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1163B9-0～1164A10-3	1181A1-1～1184B14-2	510.33
	1165B17-1～1165B39-0	1192A1-0～1193A91-0	
	1166D61-1～1166E72-0	1193C105-0～1193C126-0	
	1167D71-0～1168A19-12	1194A1-1～1194B79-0	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1037A1-0～1038E96-2	2043A1-1～2043E63-0	3,242.47
	1038E97-0～1038E98-0	2045A1-0～2045C43-2	
	1038E101-0～1039A5-0	2045E56-1～2045E63-0	
	1039C31-1～1039C33-2	2046C16-0～2047B17-1	
	1039C34-1～1039C34-2	2048A1-0～2049B44-3	
	1039C36-1	2050A1-1～2052A20-3	
	1039C38-1～1039C39-0	2052C34-1～2052D70-0	
	1039C42-0～1039C48-0	2059A1-0～2059C48-2	
	1039C50-0～1039D55-1	2059E66-1～2060C46-0	
	1039D57-1～1039D57-2	2063A1-1～2063A20-0	
	1039D58-0～1041F117-0	2065A1-1～2065D49-2	
	1060A1-1～1060E188-0	2066A1-1～2066A19-2	
	1071A1-0～1071A35-0	2067A1-0～2067A21-0	
	1071D62-0～1072A12-0	2067C37-0～2070E81-2	
	1072E78-2～1072E106-2	2073A2-0～2073F146-1	
	1072G120-0～1076B11-0	2075A1-1～2075A9-0	
	1076E29-1～1077C48-0	2075A11-0～2075A16-3	
	1082A1-1～1083A12-0	2075A18-0～2076B42-2	
	1108A1-0～1108A28-2	2076D61-0～2076D98-0	
	1108C53-1～1109A27-0	2079A2-0～2082A19-3	
	1109C53-1～1111A14-0	2082C39-0～2083A14-0	
	1111C44-0～1111D86-0	2083E43-0～2083E57-1	
	1114A1-0～1114D114-0	2084B16-0～2085C51-0	
	1114F143-0～1114G175-0	2087A3-0～2087A39-0	
	1116A1-0～1116B44-0	2087C71-0～2088B104-0	
	1116D78-0～1116F145-1	2089A1-0～2089D46-0	
	1120A1-1～1120D105-2	2090B14-0～2090B26-0	
	1121A1-0～1121A13-0	2090D37-1～2091A13-0	
	1121C25-0～1121D58-0	2091D40-0～2093D100-3	
	1121G80-0～1122C77-0	2093F122-1～2093G158-0	
	2026A1-0～2026B35-0	2095A1-0～2098D45-0	
	2026D56-0～2026D69-0	2098G95-0～2098G112-2	
	2029A2-0～2031D62-0	2101A1-0～2102A17-0	
	2032B14-1～2033B40-0	2102C39-0～2102E106-2	
	2033D55-1～2034B53-3	2103B12-0～2104A27-0	
	2034E83-0～2037B32-0	2104C64-1～2104D119-0	
	2037D68-0～2038C50-0	2104G168-0～2104G186-0	
	2038F71-0～2039D63-1	2105B15-0～2106F137-0	
	2039F81-0～2039F101-0	2108A1-0～2108D32-0	

【別表2】施業の方法別の公益的機能別施業森林の区域

区分	森林の区域		面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	1001A80-0	1100A34-0～1100D95-2	9,495.83
	1017A1-0～1017A5-1	1100E98-0～1102B27-0	
	1017A7-1～1017C21-0	1102B28-2～1102D54-0	
	1017D23-0～1019C44-0	1102D57-0～1102D64-0	
	1019D45-2～1020C32-0	1102D66-1～1102D66-2	
	1020C33-2	1102D68-1～1102D68-2	
	1020C34-0～1020D39-0	1102D69-0～1103A1-0	
	1020E40-4	1103A2-2～1103A2-3	
	1020E41-1～1021B19-0	1103A7-0	
	1021C21-0～1022A4-0	1103A12-0～1117B28-1	
	1022B6-0～1022B7-0	1117B30-1～1118A2-1	
	1022B8-4～1022B8-5	1118A2-3～1118A5-2	
	1022B9-4	1118A5-5～1118E44-2	
	1022B11-0～1023A3-0	1119A1-2～1120F130-0	
	1023A5-0	1120F132-0～1122B32-0	
	1023B10-0	1122B34-0～1125D75-3	
	1023C13-2～1024A2-0	1125E82-0	
	1024A5-1～1024A5-2	1125F92-0～1125F93-1	
	1024B7-0～1024B14-0	1125F94-0～1125G100-0	
	1025A3-1～1025A4-1	1125G102-0～1125G106-0	
	1025A8-1～1025A8-3	1125H108-2～1125H109-0	
	1025A11-1～1026A2-0	1125H111-1～1125H112-1	
	1026A4-1～1026A5-4	1125H113-0～1126A2-1	
	1026B8-1～1027A1-1	1126A3-0	
	1027A1-3	1126A7-1～1126A13-0	
	1027A3-0～1027A4-2	1126B16-0～1127B14-2	
	1027B7-2～1027B7-3	1127B17-1～1127B20-1	
	1027B10-0	1127C22-0～1127C24-0	
	1027C12-1～1027C12-2	1127D27-1	
	1027C14-4～1027C14-6	1127D27-3	
	1027D15-2	1127D28-3	
	1027D19-0～1028A1-2	1127D29-0～1127D31-1	
	1028A2-3	1127D32-0	
	1028A4-2	1127E42-1～1128C15-2	
	1028A6-1	1128C18-1～1128C18-2	
	1028C9-0	1128C21-0	
	1028C11-0	1128C23-0	
	1028C13-1～1028D15-3	1128D28-0～1128D30-0	
	1028D17-1～1028D18-0	1128D36-2～1128E45-1	
	1028E20-1～1032B33-0	1128F49-0～1128F53-0	
	1033A1-2～1033B2-6	1128F56-4～1128F60-3	
	1033B4-2～1036B9-0	1128F60-11	
	1036B12-1～1036D32-0	1128F62-1～1129B19-2	
	1037A1-0～1038E96-2	1129B21-0～1129B28-1	
	1038E97-0～1038E98-0	1129B29-0～1129C36-0	
	1038E101-0～1039C33-2	1129C38-0～1129D49-3	
	1039C34-1～1039C34-2	1129D50-2～1129D50-4	
	1039C36-1	1129E53-0～1129E58-0	
	1039C38-1～1039C39-0	1129E60-0	
	1039C42-0～1039C48-0	1129F64-0	
	1039C50-0～1039D55-1	1129G69-0～1129H72-0	
	1039D57-1～1039D57-2	1129H75-1～1129H75-2	
	1039D58-0～1044D52-0	1129H77-0	
	1044D54-1～1050A10-0	1130B8-2～1130F49-3	
	1050B16-0	1130G55-3	
	1050B18-0～1050B19-2	1130G58-1	
	1050B20-1	1131A2-2	
	1050B20-3	1131A4-0	
	1050B24-1	1131A6-0～1131D21-0	

区分	森林の区域		面積(ha)
	1050B24-4～1051A2-2	1131D22-2	
	1051A3-2	1131D24-3～1131E29-1	
	1051A5-0	1131F32-0～1131F37-0	
	1051A8-0～1051A11-0	2002A1-1～2005C50-1	
	1051A16-0～1051B17-0	2007A1-0～2009C42-1	
	1051B19-0～1051B21-0	2009C45-1～2013A17-0	
	1051B26-0～1051C48-0	2013C58-1～2014A8-2	
	1051C52-0～1051C54-0	2014A9-2	
	1051C57-0～1051F108-0	2014A10-3	
	1051F110-0～1051F111-0	2014A11-2	
	1051F114-1～1052A1-1	2014B12-3	
	1052A2-1～1052A11-0	2014B14-0～2014B15-0	
	1052A15-1	2014C28-2	
	1052B17-2	2015A1-0～2015B14-2	
	1052B17-5～1052B17-6	2016A1-2	
	1052B21-0～1053B9-1	2016A2-2	
	1053B11-1～1055B9-2	2016A9-0	
	1055C12-0～1058C31-5	2016B13-2～2034B50-2	
	1058D32-1～1058D32-14	2034E86-2	
	1058D33-0～1059B14-0	2034E87-1～2037C41-0	
	1059B16-2	2037C43-2～2037C44-0	
	1059B20-0	2037C46-2～2037C46-3	
	1059B25-0～1059B27-0	2037C50-2	
	1059B30-3～1059B30-5	2037C53-0～2037D68-0	
	1059B32-0	2037D69-2～2037D71-2	
	1059C35-1～1066A2-0	2037D72-1～2038A1-0	
	1066A4-0～1066A5-0	2038A2-3～2038B14-3	
	1066A7-0～1066A8-0	2038B14-5～2038B16-1	
	1066A11-0～1066A13-0	2038B16-4～2038B21-1	
	1066A17-1	2038B22-1～2038C41-0	
	1066A19-0～1066A20-0	2038C42-2～2041D101-2	
	1066A22-0	2041D106-0～2073B44-0	
	1066A26-0～1066B29-2	2073C48-2～2073C50-1	
	1066B32-0～1066B42-0	2073C50-3～2073C50-6	
	1066B46-1～1066E88-0	2073C53-1～2073C57-0	
	1066E90-1	2073D65-0～2073E75-0	
	1066E94-1～1066E94-2	2073E78-0～2073F95-0	
	1066E95-1～1066E95-2	2073F97-1～2075A9-0	
	1067A1-0	2075A11-0～2075A16-3	
	1067A4-0～1067B19-1	2075A18-0～2076B39-0	
	1067B22-0～1067C47-0	2076B40-2	
	1067C49-1～1067C53-0	2076B42-1～2076C46-1	
	1067C56-0	2076C46-3～2076C47-0	
	1067C59-0～1067D60-1	2076C50-0～2083A5-0	
	1067D67-1	2083A10-0～2083E44-3	
	1067D68-2～1068A1-0	2083E45-0～2083E47-1	
	1068A4-0～1068B56-0	2083E55-1～2084B34-1	
	1068B58-1～1068B59-0	2084B35-1～2085B24-1	
	1068B61-0～1077A16-2	2085B25-0～2086B55-0	
	1077A17-1	2086B57-0～2087B57-1	
	1077A18-0～1077A20-0	2087B58-0～2087D111-0	
	1077A23-0	2087D113-1～2088A8-0	
	1077A26-1～1078E55-1	2088A10-0～2088B87-2	
	1078E62-2～1079C38-0	2088B87-4	
	1079C40-1	2088B88-0～2088C133-1	
	1079C41-0～1079C45-0	2088C134-1	
	1080A4-0～1080A12-0	2088C135-1～2088C137-1	
	1080A14-0～1080B30-1	2088C138-0～2089A12-2	
	1080B31-1～1084A3-0	2089A14-1～2089B30-3	
	1084B5-1～1084C15-2	2089C36-1	

区分	森林の区域		面積(ha)
	1084C17-0～1085B34-0	2089C36-3	
	1085B41-1～1086B38-2	2089C36-5～2089C36-6	
	1086B39-2～1086B39-3	2089C36-9	
	1086B43-0～1086B54-2	2089D40-1～2092C87-1	
	1086B59-1～1087A32-0	2092C87-3～2092C89-0	
	1087A36-0～1088A3-0	2092C97-0	
	1088A5-0	2092C103-2～2092D114-0	
	1088A6-2	2092D131-1～2094E100-0	
	1088A7-2～1088A15-4	2094E104-0～2097C55-0	
	1088A18-0	2097C56-2	
	1088A20-0	2097C58-2～2097C58-3	
	1088A22-0～1088B35-0	2097C59-1～2102E84-2	
	1088B37-0～1088B38-0	2102E88-0～2102E99-0	
	1088B39-2	2102E101-2～2102E102-2	
	1088B40-0～1088B49-0	2102E106-2	
	1088B50-2	2103A3-0～2104B34-2	
	1088B51-4～1088E103-0	2104B35-0～2104E142-0	
	1088E105-0～1089A12-0	2104F146-0～2104F147-0	
	1089A15-0～1089A16-1	2104F152-2～2107D90-3	
	1089A17-0～1089A20-0	2108B9-2～2108B11-1	
	1089A25-0～1091B26-0	2108B11-3～2109B17-2	
	1091C29-0～1091C31-0	2109B17-4～2110C26-1	
	1091C33-0～1091D50-1	2110C39-2～2111A7-0	
	1091D52-0～1092C29-0	2111A8-2	
	1092D31-2	2111A10-2～2111A27-1	
	1092D35-1～1093A1-0	2111A29-1	
	1093A2-2～1093A2-3	2111B32-1	
	1093A3-2	2111B35-1	
	1093A6-1～1093C35-5	2111B36-1～2111B42-2	
	1093C37-1～1094A6-0	2111C51-1～2112C54-1	
	1094B9-0～1094B12-0	2112C54-3～2112C55-0	
	1094B15-1～1094B17-4	2112D60-0～2112D62-2	
	1094B19-0	2112D71-0～2114D137-0	
	1094B21-1～1100A22-1	2117D40-1～2117D55-3	
	1100A23-0～1100A26-0		
区分	森林の区域		面積(ha)
長伐期施業を推進すべき森林	1001A1-0～1001A79-0	1103A2-1	3,908.35
	1001A82-2～1007B115-0	1103A3-1～1103A6-0	
	1009A22-0～1009A39-17	1103A8-0～1103A11-0	
	1010A1-0～1010A90-0	1117B29-1～1117B29-2	
	1017A6-2	1118A2-2	
	1017C22-0	1118A5-3～1118A5-4	
	1019D45-1	1119A1-1	
	1020C33-1	1120F131-1～1120F131-2	
	1020C33-3	1122B33-0	
	1020E40-1～1020E40-3	1125D76-0～1125E80-0	
	1020E40-5～1020E40-6	1125E83-0～1125F90-0	
	1021C20-0	1125F93-2	
	1022A5-0	1125G101-1～1125G101-3	
	1022B8-1～1022B8-3	1125G107-1～1125H108-1	
	1022B9-1～1022B9-3	1125H110-0	
	1022B10-1～1022B10-2	1125H112-2	
	1023A4-0	1126A2-2	
	1023A6-0～1023B9-3	1126A4-0～1126A6-0	
	1023B11-1～1023C13-1	1126A14-1～1126B15-2	
	1024A3-0～1024A4-2	1127B15-0	
	1024B6-1	1127C21-1～1127C21-2	
	1025A1-1～1025A2-1	1127C25-0～1127D26-0	
	1025A5-0～1025A7-0	1127D27-2	
	1025A9-1～1025A9-3	1127D27-4～1127D28-2	

区分	森林の区域		面積(ha)
	1026A3-1	1127D28-4	
	1026A6-0～1026A7-1	1127D31-2	
	1027A1-2	1127D33-0～1127E41-2	
	1027A2-0	1128C16-0～1128C17-0	
	1027A5-1～1027B7-1	1128C19-0～1128C20-0	
	1027B8-1～1027B8-3	1128C22-0	
	1027B11-1～1027B11-6	1128C24-1～1128C27-0	
	1027C14-1～1027C14-3	1128D31-0～1128D36-1	
	1027C14-8～1027C14-12	1128E46-5～1128F48-0	
	1027D16-1～1027D18-0	1128F54-0～1128F55-0	
	1028A2-1～1028A2-2	1128F60-4	
	1028A2-4～1028A4-1	1128F61-2～1128F61-3	
	1028A4-3～1028A5-1	1129B20-0	
	1028B8-1～1028B8-2	1129B28-2	
	1028C10-0	1129C37-0	
	1028C12-0	1129D50-1	
	1028D16-1～1028D16-2	1129D51-1～1129D52-4	
	1028E19-0	1129E59-0	
	1033A1-1	1129E61-1～1129F63-0	
	1033B3-0～1033B4-1	1129G65-1～1129G68-0	
	1036B10-0	1129H73-1～1129H74-0	
	1036D33-1～1036D33-2	1129H76-0	
	1044D53-1～1044D53-2	1130A1-0～1130B7-1	
	1050B12-0～1050B14-8	1130F50-0～1130G55-2	
	1050B17-0	1130G56-1～1130G57-1	
	1050B19-3	1131A1-0～1131A2-1	
	1050B20-2	1131A3-0	
	1050B21-0～1050B23-0	1131A5-1～1131A5-3	
	1050B24-2	1131D22-1	
	1051A3-1	1131D22-3～1131D24-2	
	1051A4-1～1051A4-3	1131E29-2～1131E31-1	
	1051A6-0～1051A7-0	1148A3-0～1193B103-3	
	1051A12-0～1051A15-0	1193C105-0～1200D65-0	
	1051B18-0	1201A1-1～1215C203-0	
	1051B22-0～1051B25-0	1215C217-3～1217A47-1	
	1051C49-0～1051C51-0	1217B82-0～1219A9-5	
	1051C55-0～1051C56-0	1219A77-0～2001D126-1	
	1051F109-0	2006A2-0～2006C116-0	
	1051F112-1～1051F113-0	2009C42-2～2009C43-1	
	1052A1-2	2013B21-0～2013B53-2	
	1052A12-0	2014A9-1	
	1052A15-2～1052B17-1	2014A10-1	
	1052B17-3～1052B17-4	2014A11-1	
	1052B17-7～1052B17-8	2014B12-1～2014B12-2	
	1053B9-2～1053B10-5	2014B13-0	
	1055B10-0～1055B11-0	2014B16-0～2014C28-1	
	1059B15-0～1059B16-1	2014C28-3～2014C28-5	
	1059B16-3～1059B19-0	2016A1-1	
	1059B21-0～1059B24-0	2016A2-1	
	1059B28-0～1059B30-2	2016A3-0～2016A7-0	
	1059B31-1～1059B31-2	2016A10-0～2016B13-1	
	1059B34-0	2034B51-1～2034E86-1	
	1066A3-0	2034E86-3	
	1066A6-0	2037C42-0～2037C43-1	
	1066A9-0～1066A10-0	2037C45-0～2037C46-1	
	1066A14-0～1066A16-0	2037C48-1～2037C50-1	
	1066A18-0	2037C51-0	
	1066A21-0	2037D69-1	
	1066A24-0～1066A25-2	2037D71-3	
	1066B30-0	2038A2-1～2038A2-2	

区分	森林の区域		面積(ha)
	1066B44-1～1066B45-0	2038B14-4	
	1066E89-0	2038B16-2～2038B16-3	
	1066E92-0	2038B21-2	
	1067B21-0	2038C42-1	
	1067C54-1～1067C55-0	2073C47-0～2073C48-1	
	1067C58-1～1067C58-2	2073C50-2	
	1067D66-0	2073C51-1～2073C52-4	
	1067D68-1	2073D59-0～2073D61-0	
	1068A2-0～1068A3-0	2073E76-0～2073E77-2	
	1068B57-0	2073F96-0	
	1068B60-0	2076B40-1	
	1077A16-3～1077A16-6	2076B40-3～2076B41-2	
	1077A17-2～1077A17-3	2076C46-2	
	1077A21-1～1077A22-2	2076C48-0	
	1077A24-0～1077A25-2	2083A6-0～2083A9-0	
	1078E55-2～1078E62-1	2083E44-4	
	1079C39-0	2083E48-1～2083E54-4	
	1079C40-2	2084B34-2～2084B34-4	
	1080A1-1～1080A3-0	2085B24-2～2085B24-3	
	1080A13-1～1080A13-2	2086B56-1～2086B56-2	
	1080B30-2	2087B57-2～2087B57-4	
	1084A4-0	2087D112-1～2087D112-2	
	1084C16-1～1084C16-2	2088A9-1～2088A9-3	
	1085B35-0～1085B40-3	2088B87-3	
	1086B39-1	2088B87-5～2088B87-8	
	1086B40-0～1086B42-0	2088C133-2～2088C133-3	
	1086B55-0～1086B58-0	2088C134-2～2088C134-3	
	1087A33-0～1087A34-0	2088C137-2	
	1088A4-0	2089A12-3	
	1088A6-1	2089C31-1～2089C35-0	
	1088A7-1	2089C36-2	
	1088A16-1～1088A17-2	2089C36-4	
	1088A19-0	2089C36-7	
	1088A21-1～1088A21-2	2089D37-1～2089D38-0	
	1088B36-1～1088B36-4	2092C87-2	
	1088B39-1	2092C90-0～2092C96-2	
	1088B39-3	2092C98-0～2092C103-1	
	1088B50-1	2092D115-1～2092D130-3	
	1088B51-1～1088B51-3	2094E101-0～2094E103-0	
	1088E104-0	2097C56-1	
	1089A13-0～1089A14-2	2097C58-1	
	1089A16-2	2097C58-4～2097C58-5	
	1089A21-0～1089A24-0	2102E85-1	
	1091B27-0～1091B28-2	2102E100-0	
	1091C32-0	2102E102-3～2102E106-1	
	1091D50-2～1091D51-1	2103A1-0	
	1092D30-0～1092D31-1	2104B34-3	
	1092D32-0～1092D33-0	2104E143-1～2104E143-2	
	1093A2-1	2104F148-0～2104F149-0	
	1093A3-1	2108A1-0～2108B9-1	
	1093A4-1	2108B11-2	
	1093C36-0	2109B17-3	
	1094A7-0～1094B8-0	2110C26-2～2110C38-2	
	1094B13-0～1094B14-0	2111A8-1	
	1094B18-0	2111A9-0～2111A10-1	
	1094B20-0	2111A27-2～2111A28-0	
	1100A22-2	2111A29-2～2111B31-2	
	1100A28-0～1100A32-0	2111B32-2～2111B34-0	
	1100D96-0～1100D97-0	2111B35-2	
	1102B28-1	2111B43-0～2111C50-0	

区分		森林の区域	面積(ha)
		1102D55-0～1102D56-0　2112C54-2 1102D65-0　2112D56-0～2112D59-0 1102D67-0　2112D64-0 1102D68-3　2118A1-0～2119D97-0	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

宇部市森林整備計画概要図①

N

凡例

- 林道
- 国県道等
- 市町村道等
- 対象外森林
- 林班
- 木材生産
- 水源涵養
- 山地災害／土壌保全
- 快適環境
- 保険文化
- 国有林（官行造林含む）
- 市町村界
- 旧市町村界

図面番号1

1:25,000

宇部市森林整備計画概要図①

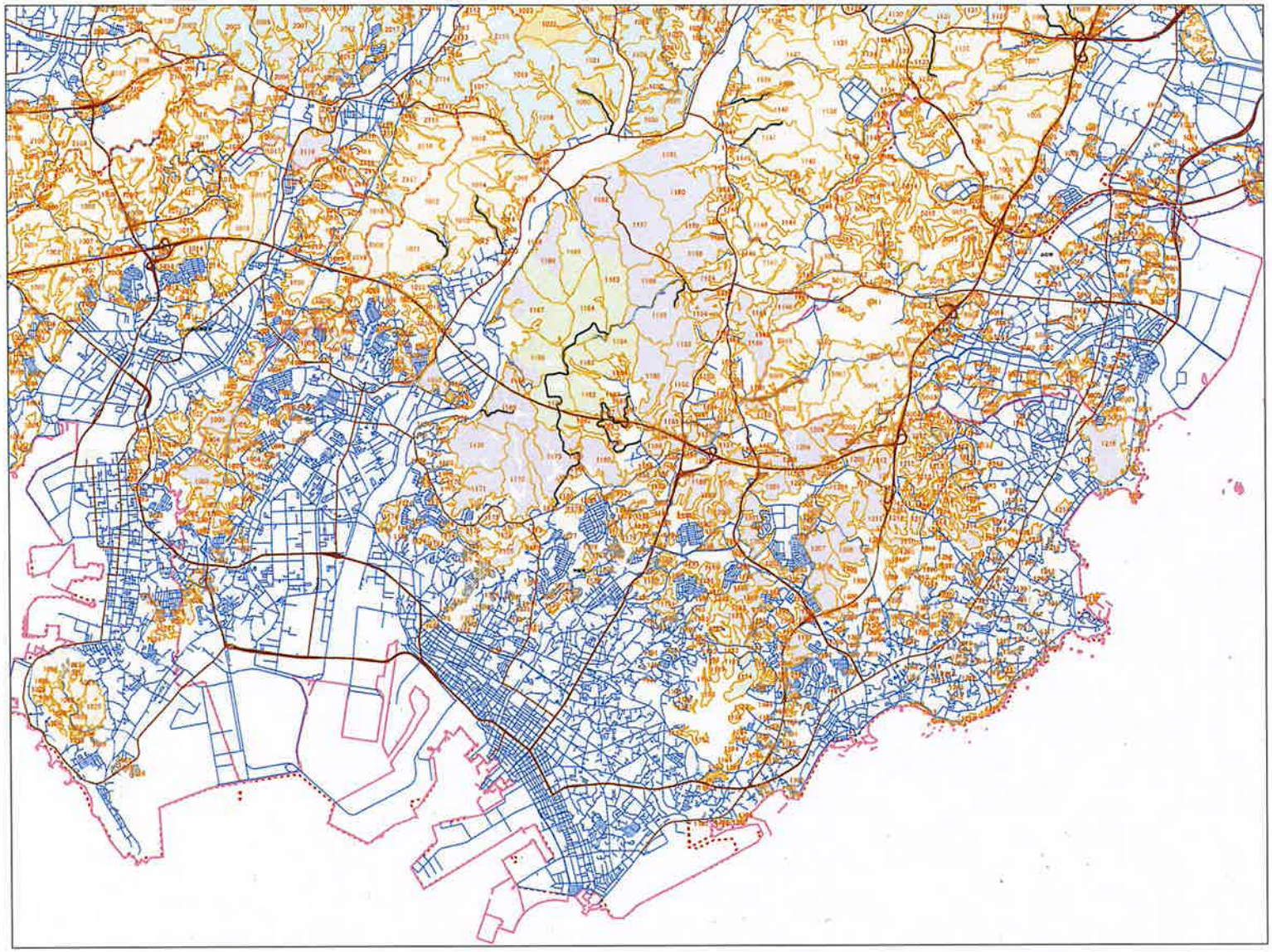

N

凡例

- 林道
- 国県道等
- 市町村道等
- 対象外森林
- 林班
- 木材生産
- 水源涵養
- 山地災害／土壌保全
- 快適環境
- 保険文化
- 国有林（官行造林含む）
- 市町村界
- 旧市町村界

図面番号2

1:25,000

宇部市森林整備計画概要図②

N

凡例

- 林道
- 国県道等
- 市町村道等
- 対象外森林
- 林班
- 人工林
- 天然林
- 国有林（官行造林含む）
- 公有林
- 市町村界
- 旧市町村界

図面番号1

1:25,000

宇部市森林整備計画概要図②

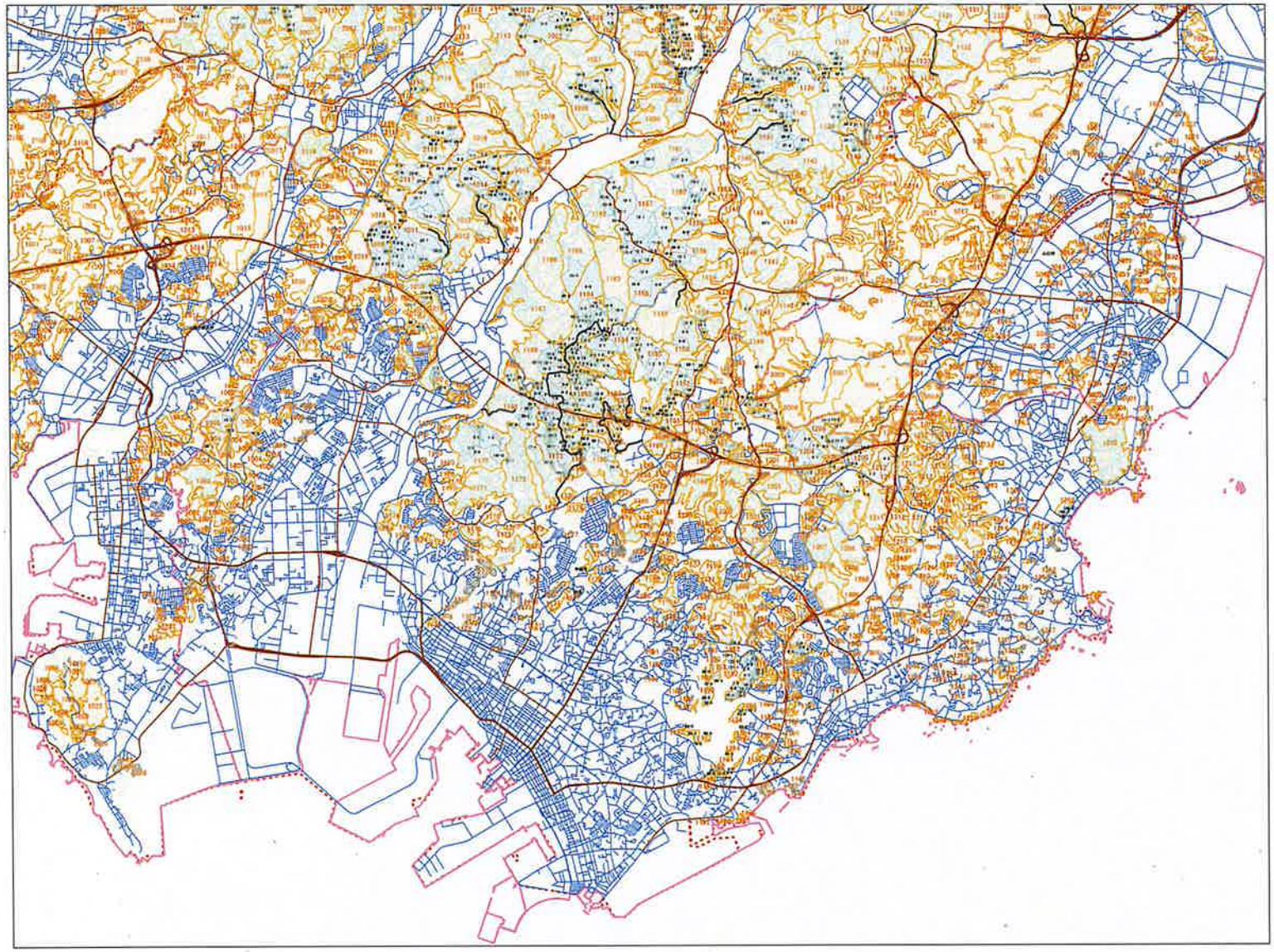

N

凡例

- 林道
- 国県道等
- 市町村道等
- 対象外森林
- 林班
- 人工林
- 天然林
- 国有林（官行造林含む）
- 公有林
- 市町村界
- 旧市町村界

図面番号2

1:25,000